

**令和 6 年 2 月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議 事 録**

**令和 6 年 2 月 2 0 日開会**

**丸亀市農業委員会**

令和 6年 2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年 2月20日(火) 午前 9時30分～午前10時47分

開催場所 丸亀市役所2階 201・202会議室

出席委員 43人

農業委員 15人

1 大西 貴久	2 田中 浩信		4 内田 久夫
5 平山 康生	6 和泉 弘美	7 山根 三枝子	8 富田 等
9 牛田 均	10 小松 和貴子	11 竹内 章雄	12 松永 哲之
13 竹田 久義	14 松永 哲夫	15 尾崎 義美	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 28人

1 元木 繁雄	2 西山 孝	3 廣瀬 義文	4 一本松 学
	6 坂井 清照	7 守家 祥司	8 戸張 正典
9 宮前 千代秋	10 山口 好則	11 須藤 誠一	12 大西 総
13 大野 忠志	14 高木 久義	15 田羅間 勳	16 横山 隆一
17 田中 正隆	18 宮武 俊博		20 新居 勉
21 山本 清秀	22 深井 正隆	23 佐藤 久男	24 竹林 隆
25 古竹 義弘	26 村山 雅美	27 徳永 善史	28 竹林 俊一
29 山本 敏一	30 三谷 孝治		

欠席委員 3人

農業委員 1人

3 尾野 弘季

農地利用最適化推進委員 2

5 齊藤 純子 19 喜來 聖則

## 農業委員会事務局出席者

事務局長	谷本	孝二
事務局次長	大西	良明
主査	岩崎	正英
副主幹	香川	稔
主査	中山	弘美

## その他の出席者

農林水産課 主査 西山 善行

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

### 報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 令和6年度現地調査・定例総会・農家相談等日程表について
3. 令和5年分丸亀市賃借料情報について
4. その他

### 土地に関する議題

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 議案第 6号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 7号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 8号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 9号 | 農用地利用集積計画の決定について        |
| 議案第10号 | 許可後の事業計画変更申請について        |
| 議案第11号 | 土地改良事業の非農用地区域の設定について    |

### 報告

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 報告第 4号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 報告第 5号 | 農地法第18条第6項の規定による通知確認について |
| 報告第 6号 | 許可後の取消願について              |
| 報告第 7号 | 許可申請の取下願について             |

●事務局長（谷本孝二君）

皆さん、おはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和6年2月の農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議事進行につきましては、松永会長の方でよろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

おはようございます。

2月になりました。今日はちょっとあったかい感じですが、まだ雨が残っているようでございます。

先日は、半分強の方が、視察研修行っていただきありがとうございました。

遊休農地の勉強になったかと思えますけど、丸亀市が取り組めそうなことについては、取り組んでいけたらと思っております。

また、遅くなりましたが、全国農業新聞については、すでにお申込みいただいている方につきましては、配布をお願いしておるそうです。

まだ、お申込みいただいている方は、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは今日の議事に入りたいと思います。

本日の出席の委員さんは16名中、15名の出席がありますので、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、16番松下委員さんと、1番大西委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼します。農政に関する議題です。

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課西山主査から説明をお願い

します。

●農林水産課（西山善行君）

農林水産課の西山と申します。

それでは農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。

資料を読み上げる関係で、座らせていただきます。

お手元の農業振興地域整備計画の変更についてをご準備ください。

表紙の次が変更等理由書、続きまして位置図があります。

表紙をめくっていただいて、1ページ目から順に説明します。

番号2の1、郡家町・・・面積1,211㎡のうち499㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

番号2の2、飯野町西分・・・面積537㎡のうち95㎡を・・・が宅地拡張により、農家住宅を整備いたします。

番号2の3、垂水町・・・面積819㎡のうち330㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

2ページ目をご覧ください。

農用地域への編入につきましてご説明をいたします。

番号入2-1、郡家町・・・面積893㎡の農地を、農振整備計画区域内に編入いたします。

番号入2-2、垂水町・・・面積4,757㎡の農地を、農振整備計画区域内に編入いたします。

以上、除外3件、924.00㎡、編入2件、5,650.00㎡の申出となっています。

変更区分・地域別の内訳は、5ページの表にあります。

よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようですので農業振興地域整備計画の変更について、異議のないものといたします。西山さん、ありがとうございます。

その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。

報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

定例農家相談の開催結果についてですが、次第の裏面をご覧ください。

飯山市民総合センター開催分につきましては、1月29日月曜日に竹田委員の担当で、本庁開催分につきましては、2月5日月曜日、山根委員の担当で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、2月13日火曜日、竹内副会長の担当で、午前9時から午前11時まで行いました。飯山市民総合センターと綾歌市民総合センター開催時にそれぞれ1件、本庁開催時に2件の合計4件の相談がありました。

飯山市民総合センター開催時の相談内容につきましては、お孫さんの住宅の建築をするために必要な申請等についての相談でした。対象農地が農振農用地区域内の農地でしたので、農振除外申請の概要をお伝えしました。

本庁開催時の相談内容につきましては、1件目の相談につきましては、残存耕作地小作権の相続及び残存小作地の売買について、3点の項目の相談でした。

1点目が、相続したときに農業委員会の届け出は必要であるか。

2点目が、小作地を購入したいが、小作人が買い取ることはあるのか。また、売買代金はどのように決定するのか。

3点目が、残存耕作地のままで支障はないのかという内容でした。

回答といたしましては、相続が発生した場合につきましては、所定の様式により届出が必要である旨をお伝えしました。この届出は、定例総会の報告事項で報告している農地法3条の3の第1項の規定による届出になります。

2点目につきましては、小作人が取得する場合もあることを伝え、取得するにあたっては、所有者との合意解約等が必要であり、農業委員会へ提出する書類がある旨をお伝えしました。

この書類は、定例総会の報告事項で報告している農地法18条第6項の規定による通知確認になります。土地所有者と小作人との連名での書類作成になるので、所有者の方とよく相談していただき、金額等についても双方の話し合いになる事をお伝えしております。

3点目の残存小作地につきましては、農地開放時に残った小作がほとんどですので、明確な書類が残っておらず、期間の定めがない契約となっていますので、相続時等に混乱を来たす場合がありますので、できれば解消し、基盤法等などで、貸付期間を設ける方がよいので、所有者と小作人の間でよく相談していただきたいとお伝えしております。

2 件目の相談といたしましては、水路を挟んだ土地の農地転用手続きについての相談で、3 点の内容がありました。

1 点目といたしましては、水路所有者から水路機能を残したまま水路を購入することに問題はないのか。

2 点目といたしましては、購入すれば許可を得ることなく床板を架けることに問題はないのか。

3 点目といたしましては、転用予定地については造成がされており、課税が宅地になっているが、どのような手続きが必要であるかというような内容でした。

回答といたしましては、水路については個人名義の水路でありますので、所有者との合意があれば、水路機能を有しての購入であれば、排水等にも影響がなく、地域的にも問題がないと考えられる。また、現在その地域について、水利組合等がもう解散されている地域なので、床板等の設置については、特段問題はないのではないかと考えられるが、周辺の農地所有者とは十分協議していただきたい。

現況が整地されている件については、転用時に始末書等で無断転用の解消を図る資料が必要であるということをお返ささせていただきました。

最後に綾歌市民総合センター開催時の相談内容ですが、こちらも飯山市民総合センター開催時の内容と同じく、お孫さんが家を建てたいという相談でした。

転用する予定地につきましては、圃場整備を実施していただきましたので、1 種農地であることから事前に相談をしていただきたいとお伝えしました。

事前相談の上で、転用が可能かどうか判断することになるので、希望する農地で転用が出来ない可能性があることをお伝えしました。

次に次回の農家相談の開催ですが、飯山市民総合センター開催分が2月27日火曜日、松永会長で、市役所本庁開催分が3月5日火曜日、富田委員で、綾歌市民総合センター開催分が3月11日月曜日松永哲之委員さんで、それぞれ午前9時から11時までの受付になっています。

農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席よろしく申し上げます。以上です。

●会長（松永哲夫君）

農家相談の件だったのですが、結構シビアな相談があったようでございます。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。続きまして、2 番目の令和6年度現地調査・定例総会・農家相談等日程表について、3 番目の令和5年分丸亀市賃借料情報について事務局から併せて報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、事前にお送りしております令和6年度の現地調査・定例総会・農家相談等の日程表、令和6年度の農家相談員の日程表を一緒にご覧ください。

令和6年度のそれぞれの予定として、ご覧の表のように日程を組んでいます。

また、細かい注意点などを下部に書いておりますので、各自読んでいただいたらと思います。

農家相談ですけれども、これは農業委員さんだけになるのですが、都合が悪く交代する必要があるときには、それぞれで調整していただき、その内容を事務局の方にお知らせいただいたらと思います。

つぎに令和5年分賃借料情報について、説明いたします。

平成21年に農地法が改正され、それまでの標準小作料制度が廃止され、以降賃借料情報の提供を行うことが明記されました。

そこで、令和5年分の賃借状況を取りまとめましたので、表のとおりホームページで公開いたします。

なお、この賃借料情報は実勢の集計値であり、拘束力はなくあくまでも参考として、提供するものであって実際の契約の際は借り手貸し手で双方良く話し合っ  
て決めていただくことになります。

一番下にも書いてある通り、使用賃借が約90%を占めており、賃貸借はサンプル数が非常に少なくなります。

農家の方から、お問い合わせがございましたら、あくまでの参考ということで、農業委員会のホームページをご覧くださいようご案内よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

●会長（松永哲夫君）

ご意見等もないようです。

来年度の日程が入っておりますので、ご欄いただいて、出席等をお願いしたい  
と思います。

以上で報告を終わります。

それでは続いて農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

## 土地に関する議題

議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 10 号 許可後の事業計画変更申請について

議案第 11 号 土地改良事業の非農用地区域の設定について

報告事項といたしまして、

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について

報告第 6 号 許可後の取消願について

報告第 7 号 許可申請の取下願について

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

### ●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。

位置図と一緒にご審議よろしく申し上げます。

議案第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。

案件は 8 件です。

1 ページをご覧ください。

1 番、川西町南・・・面積 343.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、耕作不便で、低生産な当該農地を所有する譲渡人の要望により、譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で自家消費野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番、郡家町・・・面積 1,849.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3 番、土器町西一丁目・・・面積 195.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町栗熊西・・・面積 889.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町栗熊西・・・面積 859.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

6番、綾歌町富熊・・・面積 1,286.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。

申請地でイチゴを作付けする計画が提出されています。

7番、飯山町東坂元・・・面積 5,060.24 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

8番、飯山町東坂元・・・面積 2,689.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で、低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上8件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●推進委員（山本敏一君）

整理番号7番の議案ですけども、作付け予定作物について、もう一度説明をお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

桃を中心とした果樹を栽培されると聞いています。

現在、山林化している農地ですので、抜根等行った後、一時転用申請により、土取りをして農地造成をするようになると思います。

●推進委員（山本敏一君）

果樹以外には、作付け予定作物はないですか。

●事務局長（谷本孝二君）

今のところ、果樹以外を栽培されるとは、聞いていません。

●推進委員（山本敏一君）

わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他にご質問、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

ございませんか。

他にないようですので議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について整理番号1番から8番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について8件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3 ページをお開きください。

議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は4件です。

1番、今津町・・・面積 22.95 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、平成6年頃に造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、土器町東九丁目・・・面積 215.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、綾歌町岡田上・・・面積 228.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、平成12年頃に造成し現在まで駐車場として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き駐車場として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、綾歌町岡田東・・・面積 512.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に農家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から4番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請4件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

次に、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

4ページをお開きください。

議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は22件です。

1番、今津町・・・面積1,437.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅3棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域等の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、津森町・・・面積1,537.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、田村町・・・面積2,342.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い宅地分譲8区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5ページをお開きください

4番、山北町・・・面積1,222.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、児童福祉施設1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、山北町・・・面積1,253.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、資材置き場及び駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分され、令和7年2月末までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

6番、川西町南・・・面積 495.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページを開きください。

7番、川西町南・・・面積 324.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、郡家町・・・面積 355.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、郡家町・・・面積 5,615.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い分譲住宅21棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

10番、三条町・・・面積 350.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、原田町・・・面積 435.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

12番、飯野町東二・・・面積 425.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番、垂水町・・・面積 426.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8ページをお開きください。

14番、垂水町・・・面積 1,357.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル9基の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、中府町二丁目・・・面積 1,055.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲4棟の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

16番、土器町西一丁目・・・面積 232.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置き場の造成整備を図るものです。

なお申請地の一部において、昭和48年頃に造成し、宅地として利用してきましたが、今回の申請をもって無断転用の解消を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

17番、綾歌町栗熊西・・・面積 14.20 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、車両置き場の造成整備を図るものです。なお申請地の一部において、令和3年頃、隣接農地と境界協議を行った際、農地部分の農地転用申請を行っておらず、今回の申請をもって無断転用の解消を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18番、綾歌町富熊・・・面積 1,831.07 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、土砂仮置場の造成整備を図るものです。

申請地は一部農用地区域内農地で第1種農地ですが、転用時期が許可後3年間

の一時転用であり、転用できるものと考えます。

地権者からは農地復元に係る誓約書の提出があります。

10ページをお開きください。

19番、飯山町下法軍寺・・・面積731.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、令和5年頃に造成し、現在まで貸資材置き場として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、賃貸借権の権利設定を行い、無断転用の解消を図り、引き続き資材置き場として利用するものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

20番、飯山町下法軍寺・・・面積424.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ第3種農地に区分されます。

21番、飯山町川原・・・面積224.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年12月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

22番、飯山町東坂元・・・面積5,310.00㎡のうち4,086.00㎡【議案読み上げ】

11ページにかけてになりますが、この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、申請地から事業に必要な花崗土採取後、農業用地の造成を行うものです。地権者からは農地復元に係る誓約書の提出があります。

申請地は一部農用地区域内農地ですが、転用時期が許可後3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上22件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。

ご審議、よろしく申し上げます。

#### ●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。

議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 22 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。

議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 22 件は、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第 9 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、12 ページをお開きください。

議案第 9 号農用地利用集積計画の決定についてです。

12 ページから 38 ページにかけて記載しています。

申請件数は 49 件、筆数 125 筆、面積 124,332.00 m<sup>2</sup>です。

詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 9 号農用地利用集積計画の決定について、49 件の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。続きまして、議案第 10 号許可後の事業計画変更申請についてを議題に供

します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは39ページをお開きください。

議案第10号許可後の事業計画変更申請についてです。

案件は5件です。

1番、津森町・・・面積2,133.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年2月19日、申請地で共同住宅1棟の建築、並びに宅地分譲8区画の造成整備を行う計画で、農地法5条の一時転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により、宅地分譲11区画の造成整備に計画を変更し、併せて工期を延長したいとの申請が提出されました。

2番、柞原町・・・面積376.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年2月17日、特定建築条件付売買予定地住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

3番、三条町・・・面積2,606.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年2月25日、分譲住宅10棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

40ページをお開きください。

4番、垂水町・・・面積3,802.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年12月1日、特定建築条件付売買予定地住宅12棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、予定地住宅を9棟、店舗兼住宅1棟の建築整備に計画を変更し、併せて工期を2年延長したいとの申請がありました。

41ページをお開きください。

5番、綾歌町富熊・・・面積3,536.59㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月28日、土砂採取及び建設残土による農地造成をする計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第10号許可後の事業計画変更申請について整理番号1番から5番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第11号土地改良事業の非農用地区域の決定についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、42ページをお開きください。

議案第11号土地改良事業の非農用地区域の決定についてです。

資料は、42ページから46ページになります。

42ページについては、綾歌町土地改良区の理事長から丸亀市農業委員長宛に、令和6年1月22日付けで意見を求められているものです。

内容についてご説明しますと、土地改良事業の区画整理事業をしますと農地区分が甲種農地、1種農地となり、基本的に農地転用等ができなくなります。

そのようなことがありますので、工事に伴い、宅地等にすることが分かっている部分については、あらかじめ非農用地区域の設定をことによって、土地改良事業の実施農地に影響が少ない縁辺部等で、区域設定をするものです。

今回の区域設定については、区画の整形よるものとなっています。

土地改良事業の概要につきましては、42ページの真ん中のところに書いていますとおり、事業名が農地耕作条件改善事業高津森地区で場所が綾歌町岡田東、8.3haの区画整理事業を行うことになっています。

事業実施期間が令和6年度から令和8年度となっています。

43、44ページに、協議資料添付しています。詳細は44ページの図面を見ていただくと分かり易いと思いますが、既存宅地で歪な形になっている部分に農地を持ってくる形での整形になり、事業実施後の農地の形状がよくなることから特に問題はないと考えております。

先ほど申しましたように、この案件につきましては、昭和49年7月12日付49構造改善局事務局長通知で非農地区域の設定を伴う土地がある事業を行う場合に、農地法等関連制度との調整ということで、農業委員会の意見決定また、県知事との協議が必要になってくることから、農業委員会の意見を求められているものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。

只今の説明に対しご質問、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、ご議案第11号土地改良事業の非農用地区域の決定について、異議のない旨回答いたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第6号 許可後の取消願について

報告第7号 許可申請の取下願については、

一括して、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは47ページをお開きください。

報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊東、栗熊西・・・面積3,830.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年9月12日、相続により農地を取得したものです。

委員会による斡旋等の希望はございません。

それでは48ページをお開きください。

報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知確認についてです。

報告は2件です。

1番、中津町・・・面積246.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、労力不足のため、離作補償なく合意解約するものです。

2番、垂水町・・・面積1,143.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止ため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

それでは49ページをお開きください。

報告第6号許可後の取消願についてです。

報告は1件です。

1 番、垂水町・・・面積 1,229.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 4 月 17 日に、太陽光発電パネル 7 基の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条第 1 項の規定により、地上権設定の許可を受けておりますが、許可にかかる権利の種類の変更のため、農地法 5 条の規定による許可の取消願を行うものです。

なお、議案第 8 号 14 番で説明したとおりです。

50 ページをお開きください。

報告第 7 号許可申請の取下願についてです。

報告は 1 件です。

1 番、飯山町東坂元・・・面積 5,310.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地で花崗土採取後、農業用地の造成を行う計画で令和 6 年 1 月第 3 号議案で農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画変更のため、許可申請の取下願があったものです。

なお、議案 8 号 22 番で説明したとおりです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項について、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項を終わります。

以上で、2 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 47 分終了）